



12月2日(金)から新型コロナウイルス感染症の 抗原定性検査キットの配付を再開します

- 新規陽性者数の増加及び病床使用率の上昇を踏まえ、本日「福岡オミクロン警報」を発動しました。
- 今後、感染が更に拡大すれば発熱外来がひっ迫する恐れがあり、また一部の薬局等で抗原定性検査キットの入手が困難になる兆候がみられていることから、10月31日(月)受付分をもって停止した有症状者等への抗原定性検査キットの配付を12月2日(金)から再開しますので、お知らせします。
- 県から配付された抗原定性検査キットや薬局等で購入した抗原定性検査キットを用いて自ら検査をした結果、陽性と判明した方は引き続き、陽性者登録センターで登録をお願いします。

1 申込み受付期間

令和4年12月2日(金) 午前9時から当面の間。

2 配付対象者

有症状者または濃厚接触者のうち、以下の要件をすべて満たす方。

- ・ 65歳未満(ただし、小学校4年生以上)
- ・ 基礎疾患などの危険因子(基礎疾患や肥満など)がない
- ・ ワクチン2回以上接種済

3 申込み可能回数

1人1回まで。

※8月8日から10月31日までに申込みをされた方も、12月2日以降、1回まで申込み可能。

4 申込み方法

別紙のとおり

【申込みの流れ】

- ① 対象者は、県ホームページから申込みサイトにアクセスし、住所・氏名・生年月日等を入力し検査キットを申込み。
- ② 業者から対象者の申込み住所へ検査キットを送付（2日程度で到着予定）。
- ③ 対象者は、検査キットが到着後、自ら検体採取を行い、検査を実施。
- ④ 検査の結果、陽性と判明した方は、県ホームページまたは同梱物の案内チラシから二次元バーコードを読み込み、住所・氏名・生年月日等の入力と本人確認書類（免許証や保険証）及び検査結果（検査キットの写真）の画像を添付し報告。
- ⑤ 「キット配付・陽性者登録センター」で検査結果等を確認し、診断。

【県ホームページ】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/agkit.html>

申込みは令和4年12月2日（金）9時から開始。



【抗原定性検査キットの申込みに関する問い合わせ先】

050-2018-7587